

医 薬 発 0620 第 14 号
令 和 7 年 6 月 20 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

「薬と健康の週間」の実施について

医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民の間に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として、令和7年10月17日（金）から10月23日（木）までの1週間を「薬と健康の週間」とし、別添令和7年度「薬と健康の週間」実施要綱に基づき、実施することとしましたので、貴団体におかれましても、この週間の趣旨に賛同のうえ、格段の御配慮をお願い申し上げます。

また、本週間の実施にあたっては、貴団体の御後援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、御承諾の折には、お手数ながらその旨を御回答下さいますよう、併せてお願い申し上げます。